

第8回 船員の健康確保に関する検討会（議事概要）

1. 日時：令和2年9月14日（月）15:30～16:30
2. 場所：中央合同庁舎2号館低層棟国土交通省第1会議室（WEB形式）
3. 構成員：構成員名簿のとおり
4. 議事：（1）船員の健康確保に向けて（案）
（2）その他
5. 議事概要

（1）船員の健康確保に向けて（案）について

【説明事項】

事務局から「資料1-1 船員の健康確保に向けて（骨子案）」及び「資料1-2 船員の健康確保に向けて」について、資料1-1の骨子案に沿って説明した。

【質疑応答・意見】

- ・産業保健の実施体制について、保健師の活用について書き加えられているが、書きぶりを見ると産業医と保健師の違いが明確になっておらずわかりにくいと思う。保健指導は保健師の仕事となるが、様々な判断を要する場合は、保健師が産業医の代替をできるわけではないことをきちんと認識していただくようにしてほしい。
- 保健師の活用部分は、資格の違いに留意することを別のところで記載しているので同じようにさせていただきたいと思う。当然ながら、できる範囲は決まっているので、そこに従ってやっていただくことになる。
- ・本委員会とあわせて、船員の働き方改革ということで船員部会にも出席させていただき、大筋、案としてまとめられたということで理解している。特に、海上の特殊性をご考慮いただき深く感謝している。ただ、全体像からすると次のことが考えられる。我々船主、船舶貸渡業という業になるが、船舶貸渡業は船舶の配船権がない。事務局からあったように、労働時間が長いとあるが、これはあくまでも配船権がオペレータや荷主の先行船制度ということで決められている。我々船主・船舶管理人がこの船を休みたいといってもなかなか取れる状況ではないこともご理解いただきたい。また、交通政策審議会基本政策部会においても、オペレータ、荷主の協力を進めていくという中間答申が8月末に決められているので、是非、こちらのほうの制度の改革と実行をお願いしたいと考えている。また、現在、報道でも取り上げられたが、コロナによる稼働率が非常に悪くなっている。貨物船で25%以上、油で13%以上、セメント、長距離フェリーなど全ての船舶で稼働率が悪くなっている。ただし、荷物が減っても船の係船で稼働率が下げられずに、逆に荷物が減った業界では契約の解除や停船で運賃が下げられるもしくは用船料が停止される事態が起きている。これも基本政策部会の中で荷主の理解をいただかないとなかなか実行にできない面がある。次に、船舶管理会社は50名以上でも非常に小資本なところで小型船中心の会社が増えており、貸し渡しとして船を預かってやっている零細企業。人数は多いが費用面で厳しい負担を強いられている会社も

ある。働き方からいえば人数が多ければ資本も多いと一般には見られるが、最近では零細資本の船舶管理会社が非常に増えている実態があるので、この辺も適正化するなら、遠隔のネット整備もいただいて、より効率的な、より安全な方法を選んでいただきたいと思う。我々の従業員は船員保険に加入している。是非、船員保険でも健康診断の協力と健康確保の内容について多大な協力をお願いしたい。以上だが、全体的に海上の特殊性をご理解いただいて、色々な方法がある、実際にやって不都合があった場合には検討いただくよう、是非よろしくをお願いしたい。

- ・ 神村委員のご発言はそのとおり。やれることは限られるが、ただ、書きぶりについては、保健指導のみとなると個別・個人への保健指導をイメージされると思うので、保健師としては、個別の健康作りとともに、職場の健康作りへの支援も得意としているので、個別の関わりのみではないところは入れていただきたい。

→いただいた意見を参考に考えさせていただく。

- ・ 骨子案については公表するのか。それともこの委員会の中だけか。骨子案だけみると本文とくらべ抜けている部分があるので、何を義務づけるのかわからないところがある。政策を理解している方が見れば分かるが、そうでない方からみると不明確だと思う。それと、健康検査を健康診断と位置づけるとあるが、明確な記載は本文だとどこにあるのか。

→骨子案についても公表させていただく。本文から抜き出したものとして骨子案を作成しているが、健康検査の位置づけの点は、資料1-2の13ページ2段落以降の内容を踏まえて骨子案に反映させていただいている。

- ・ 個人的には理解できないのだが、大元を見れば分かるから骨子はこれでいいというものなのか。健康検査を健康診断と位置づけるなら、健康診断は受けなくていいのか、という質問だったが、それはどうなのか。もう一度お願いしたい。

→健康診断の位置づけは、会社によって異なり、健康検査をもって健康診断とする会社もいるし、健康診断を別にやって、別途健康検査を行う会社もある。基本は健康診断を必ず受けて頂くのが1つで、やり方として健康検査を受けていただくのも1つと考えている。

- ・ 最後に、骨子を読むだけでも概要がわかるように、わかりやすく書いてほしい。

→そのように修正する。

- ・ 今回の件で船舶所有者に色々義務づけられることになるが、陸上の産業医・保健制度も、労働基準監督署が色々指導してようやく実行する率があがっているところ。そういう意味では、法律を決めるだけではなく、確認していくのも行政の重要な仕事になると思うが、どのように担保していくのか伺いたい。

→指導体制については、別途、船員部会で労働時間の監督体制について話があるところ、体制については今後検討したいと考えている。

- ・ これからの課題と理解した。了解した。

・今回、とりまとめが行われるわけだが、今後の、これに対するスケジュールをどう考えているのか。

→指摘いただいた部分の修正については相談のうえ、とりまとめて船員部会に報告する。施策の実施は、必要な準備期間を設けながらも、積極的に実施を目指していくのが望ましいと考えているが、現時点では具体的なスケジュールを個々にお示しするのは難しい。とりまとめいただいた内容を踏まえ、これまでの取組みを総合的・積極的に推進していくということで、必要な検討を深めていきたいと考えている。

・今の話だと、船員部会の中で報告をしながら確認し、今後進めていくという理解していいか。

→そのとおり。

・少し気になったが、この業界、船の大きさも違えば、積んでいる荷物・スケジュールも違う。船によって船員のタイプも違うので、進めていくにはかなり慎重にいかないと、できるどころとできないところとかなり差が出てくると思うので、その点を含めて慎重に進めるべきではないかと思う。

・状況を踏まえながら、できることから始め、修正しながら、最後は全体に広める。その間に船主に船員に過負荷のないように。どちらかに無理がかかると実行できないことになるので、その辺は慎重にということによろしいか。

・八木船員政策課長、久宗座長よりそれぞれ閉会にあたっての挨拶を行い、閉会となった。

以上